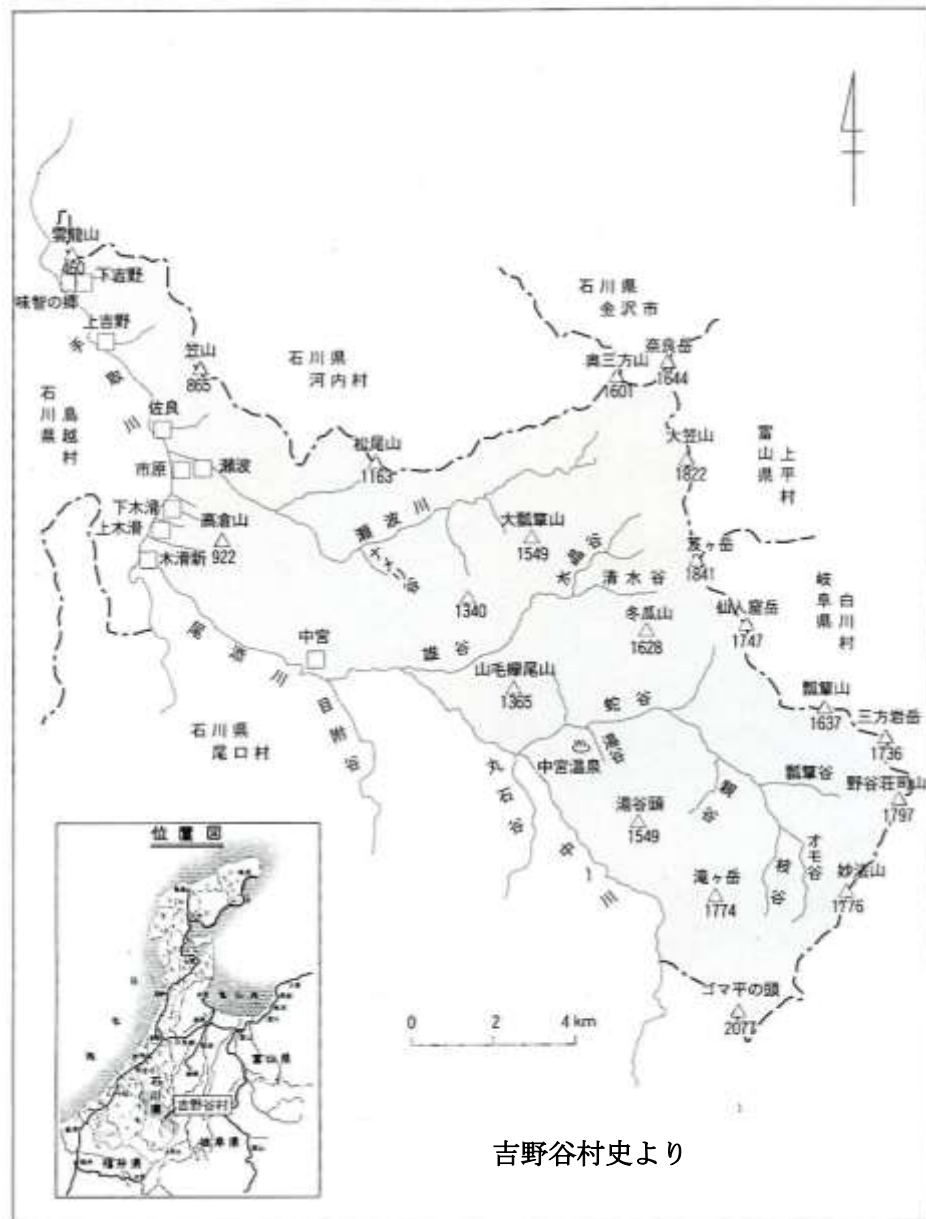


5. 吉野谷村からの開拓移住者

総説（吉野谷村史より）

吉野谷村は白山の北に位置し、富山県と岐阜県との境界となっている東部の山稜は北から奈良岳（1,644m）、大笠山（1,822m）、^{おいずる}笈々岳（1,841m）、^{せんにいけや}仙人窟岳（1,747m）、瓢箪山（1,637m）、三方岩岳（1,736m）、^{のだにしょうじ}野谷莊司山（1,797m）、妙法山（1,776m）などの1,500mを超える峰々によって構成されている。これらの峰々の周辺地域が吉野谷村で面積は142.89㎢で、ほぼ北西から南東に細長くのびる。比較的広い面積の緩斜面が大笠山の南西に広がっている。およそ2km×0.8kmの千丈平である。この緩斜面は北東—南西に細長くのび、北東に滑落崖を有する地滑り地形でもある。

村内では、西へ行くほど標高が低くなり北西部の手取川沿いの集落での標高がおよそ190m～300mである。また、吉野谷村には手取川を始めとして尾添川、雄谷、瀬波川などの河川が流れ、村の周辺や山間地をぬうように流れている。これらの河川による長い年月での浸食作用により蛇谷峡谷や手取峡谷などの景勝地が作られてきた。



吉野谷村史より

村落と生活

吉野谷村は山地が多く平坦地が少ないため、人々の生活の場は限られていたので、多くは出作り生活で山間部を利用した。明治 22 年（1889 年）の石川県市制町村制施行に伴い、中宮村、木滑新村、木滑村、市原村、瀬波村、佐良村、吉野村の 7 村が合併し吉野谷村となった。

明治 16 年の「加賀国石川郡村誌」の記録で各村の一端を見ることができる。

中宮村

戸数は 104 戸（平民）、家数 111 軒、持家 6 軒、学校 1 軒、社 2 軒（村社 1 座、無格社 1 座）、人数は男 293 口（平民）、女 301 口（平民）、総計 994 口（平民）

中宮温泉については（湯質塩気ヲ混成ス、摂氏験温器 39 度 4、疝癰、脚気等ニ宣シ、浴場一棟、湯壺二所、方七尺、深二尺五寸、本村ノ東南二里二十八町、河内川ノ南湯谷ニアリ、五月上旬ヨリ十月下旬マテヲ浴季トス・・・）と記述されています。

主な仕事として、男（農業を業とする者 90 戸、木挽職を業とする者 3 戸、炭焼業を業とする者 18 戸）女（養蚕製糸を業とし、或は男子の業を助ける）。

きなめり木滑新村（俗に小島という）

戸数は 21 戸（士族 5 戸、平民 16 戸）、家数 22 軒、社 1 軒（村社）、人数は男 46 口（士族 10 口、平民 36 口）女 69 口（士族 20 口、平民 49 口）総計 115 口。

主な仕事として、男（農業を業とする者 19 戸、日稼ぎをする者 1 戸）女は男子の業を助ける。

この士族といわれる人は木滑口関所を守る足軽たちで、明治になって身分制度で士族となった人達である。

きなめり木滑村（本村小名上村、枝村、下村）

戸数は本籍 66 戸（平民）、家数 70 軒（本籍 66 軒、持家 1 軒、教場 1 軒、社 2 軒（村社 1 座、無格社 1 座）、人数は男 170 口（平民）女 67 口（平民）総計 337 口。

古跡として「木滑口関所跡」（万治 2 年己亥、前田氏本郡吉野村ヨリ此地ニ移シ、木滑口留所ト称ス、口留用 1 人、在住足軽 5 人ヲ置ク、明治 4 年辛未廢ス、旧藩ノ時此関ヲ木滑新村ニ属ス、然レトモ今関址ノ地本村ニ属スルヲ以テ此地ニ記載スと記述されています。

主な仕事として、男（農業を業とする者 53 戸、内石灰窯元業を兼ねる者 27 戸、炭窯元業を兼ねる者 2 戸、炭商を兼ねる者 2 戸、古道具商を兼ねる者 5 戸、日稼ぎをなす者 33 戸）女は男子の業を助ける。

市原村

戸数は 54 戸（平民）家数 55 軒（本籍 53 軒、持家 1 軒、社 1 軒（村社）。人数は男 146

口（平民）、女 169 口（平民）、総計 315 口。

主な仕事として、男（農業を業とする者 47 戸、内大工職を兼ねる者 4 戸、木挽き職を兼ねる者 1 戸、紙漉き業を兼ねる者 28 戸、牛馬売買を兼ねる者 1 戸、飲食店を兼ねる者 1 戸、旅人宿業を兼ねる者 1 戸、受酒商を兼ねる者 1 戸、炭商を兼ねる者 2 戸、材木商を兼ねる者 2 戸、古道具商を兼ねる者 2 戸、日稼ぎをなす者 7 戸、女は男子の業を助ける。

ここで特筆すべきは、紙漉きを兼業としている家が 28 戸と村の半数強が従事している点である。市原紙は室町時代の「言継卿記」の中に記述があるように古い歴史があります。村の特産品でもあった。

市原紙は一般的に腰があり、丈夫で強い紙とわれ、障子紙や、襖紙、屏風の下張用として生産されていましたが、昭和 34 年頃を境に衰退していった。

瀬波村

戸数は 61 戸（平民）、家数 60 軒（本籍 58 軒、持家 1 軒、社 1 軒（村社））人数は男 161 口、女 176 口、総計 337 口。

主な仕事として、男（農業を業とする者 14 戸、内養蚕業を兼ねる者 5 戸、炭窯元業を兼ねる者 9 戸、女は男子の業を助ける。

佐良町

戸数は 42 戸（平民）、家数は 43 軒、内本籍 42 軒、社 1 軒（村社）、人数は男 123 口、女 107 口、総計 230 口。

主な仕事として、男（農業を業とする者 42 戸、内大工職を兼ねる者 1 戸、木挽き職を兼ねる者 3 戸、炭窯元を兼ねる者 2 戸、炭焼き業を兼ねる者 5 戸、牛馬売買を兼ねる者 1 戸、炭商を兼ねる者 1 戸、材木商を兼ねる者 2 戸、古道具商を兼ねる者 1 戸、日稼ぎを兼ねる者 20 戸、女は男子の業を助ける。

吉野村

戸数は 163 戸（平民）、家数 158 軒、内本籍 150 軒、持家 2 軒、社 4 軒（村社 1 座、無格社 3 座）寺 1 軒（真宗）、学校 1 軒。

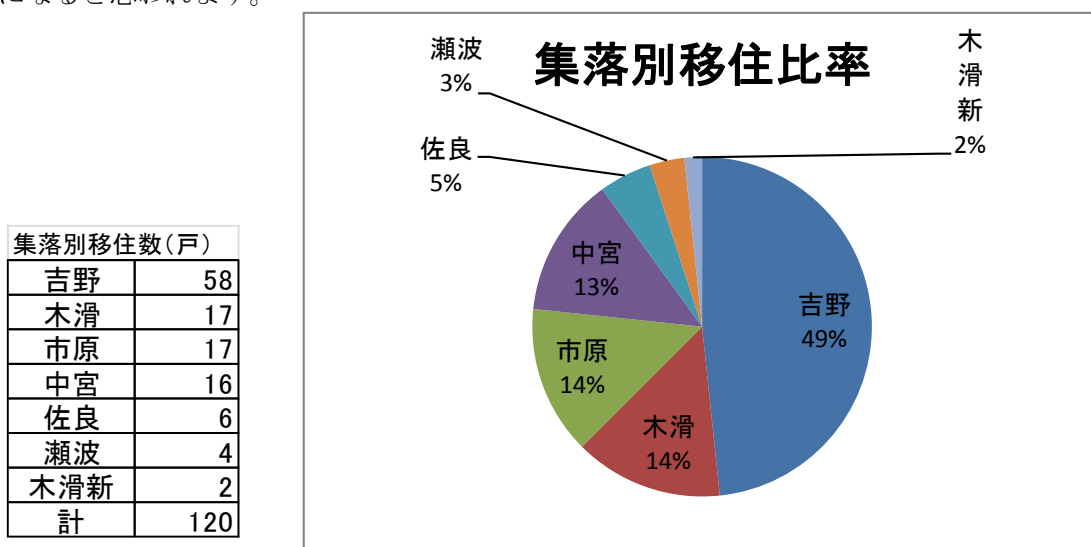
村役場は戸長役場で本村、佐良、瀬波、市原、木滑、木滑新の役場であった。

主な仕事として、男（農業を業とする者 152 戸、内大工職・養蚕業を兼ねる者 3 戸、養蚕業・木挽き職を兼ねる者 5 戸、養蚕業・炭窯元業を兼ねる者 2 戸、養蚕業・炭焼き業を兼ねる者 24 戸、養蚕業・醫業を兼ねる者 3 戸、養蚕業・牛馬売買業を兼ねる者 5 戸、養蚕業・飲食店を兼ねる者 5 戸、養蚕業・旅人宿を兼ねる者 5 戸、荒物商を兼ねる者 7 戸、受酒商を兼ねる者 7 戸、炭商を兼ねる者 10 戸、古道具商を兼ねる者 5 戸、日稼ぎを兼ねる者 48 戸、女は男子の業を助ける。

吉野谷村の北海道移民

吉野谷村史から北海道移民について記述された個所を転載させていただくと。村史編纂室が収集した「移民関係資料」を基に名簿が作成されている。この事柄は他の村史編纂では行われていないことです。

今後、市町村で新たな資料が増え続け、昔の古い資料等が見られることもなく逸散していくことが危惧される中で、吉野谷村の「北海道移住者名簿」は村史と共に今後も存在する貴重な資料であり、また北海道へ移住した子孫の方々が先祖の地を探すための貴重な資料になると思われます。



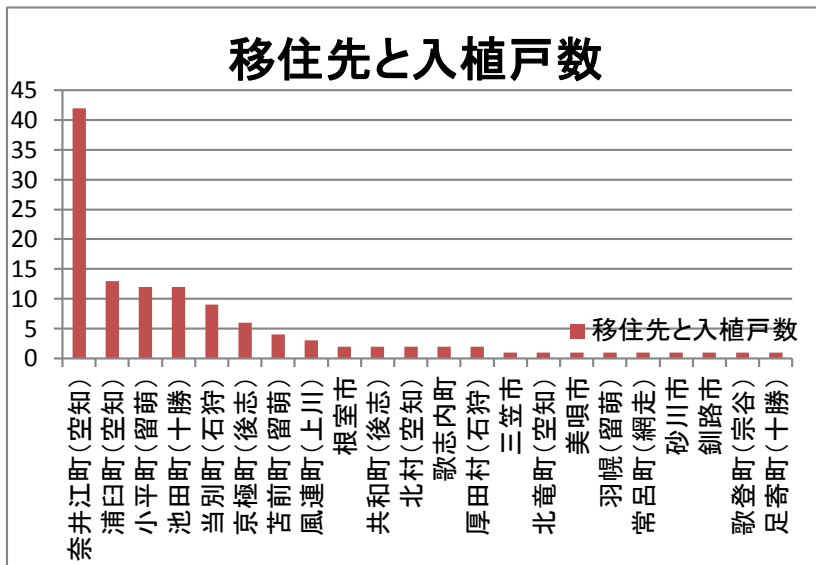
北海道への移住の動向について資料を検証していくと、吉野地区からは 58 戸で最も多く、全体の 49%である。

奈井江町の高島第一農場が 16 戸、池田町の高島第二農場が 12 戸で半分が高島農場の小作人として入植している。

市原、木滑地区からは各々 17 戸が移住し、中宮地区からは 16 戸、佐良地区 6 戸、瀬波地区 4 戸、木滑新 2 戸となっている。合計 120 戸である。

一方、移住先別で見ると、空知支庁の奈井江町への移住者は 42 戸最も多く、同じく空知支庁の浦臼町へは 13 戸、支庁の池田町へは 12 戸、留萌支庁の小平町へは自作農移住で 12 戸、同じく留萌支庁の苫前町へは 4 戸、後志支庁の京極町の京極農場へは明治後期から大正にかけて吉野地区から 6 戸が入植している。

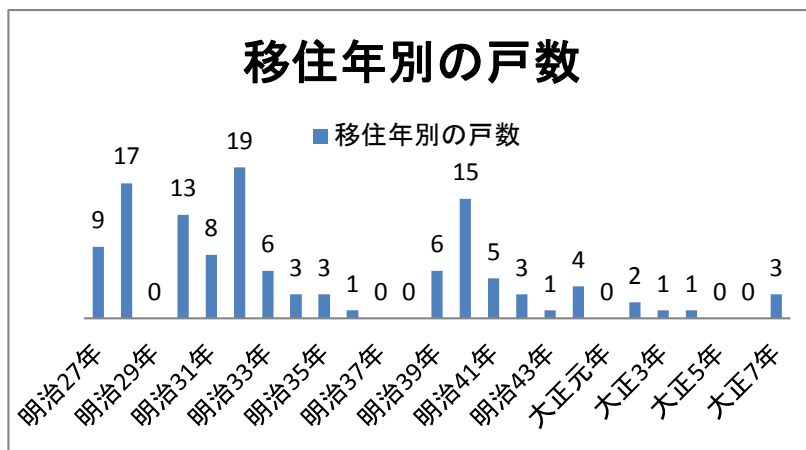
移住年で見ると、明治 27・28 年では 26 戸、30 年から 33 年にかけて 46 戸、39 年から 41 年では 26 戸と全体の 8 割となる。村史では「役場に届け出た 1~3 年前に渡道している者もあり、実際の移住年と合致しないケースもある」と解析しているのである。



奈井江町(空知)	42
浦臼町(空知)	13
小平町(留萌)	12
池田町(十勝)	12
当別町(石狩)	9
京極町(後志)	6
苫前町(留萌)	4
風連町(上川)	3
根室市	2
共和町(後志)	2
北村(空知)	2
歌志内町	2
厚田村(石狩)	2
三笠市	1
北竜町(空知)	1
美唄市	1
羽幌(留萌)	1
網走市	1
砂川市	1
釧路市	1
歌登町(宗谷)	1
足寄町(十勝)	1
計	120

また、役場に転出届を出したが渡道後に最初の移住先とは違うより良い定住の地を求めて再移住する者もいたと書かれています。

村史では吉野地区からの移住者が多いのは理由が定かではないとしているが、明治16年の「加賀国石川郡村誌」の記録では、吉野村の項で農業のほかに養蚕が盛んでほぼ全ての家で兼業していたことが窺われるのである。明治33年(1900)、織物



業界が恐慌に陥り羽二重、生糸価格が暴落したことが、養蚕を兼業としていた農家が打撃を受けたのも要因となっていたのではないかとと思われる。

移住に関しては家族単位で行われ一つの特徴がみられる。それは初めは本家あるいは分家の家族が移住し、生計の見込みがあると判断したときに故郷の親族や家族を呼び寄せているのである。まだ見ぬ未開の地での開墾に不安を感じ、移住地での失敗で帰郷できる親戚、家族を残しての移住であったのであるが、多くの移住者は墳墓の地と決別して渡道して行ったのである。

北海道移住者名簿

吉野谷村の北海道移住者名簿を村史より転載させて頂きました。

図表2吉野谷村の北海道移住者名簿(1)						
No.	移住者(戸主)	区	移住年月	移住先 (現在の支庁)	移住形態及び 移住場所	備考
1	山本次郎吉	木滑	明治27年6月	美唄市	美唄屯田兵村	64の弟
2	山田与三郎	市原	27年7月	奈井江町(空知)	高島第一農場	9の弟
3	中村傳七	吉野	27年10月	奈井江町(空知)	高島第一農場	6・19の兄
4	柴山傳七	吉野	27年10月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
5	吉田與八	吉野	27年10月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
6	中村傳助	吉野	27年10月	奈井江町(空知)	高島第一農場	3の弟
7	竹内市次郎	木滑	27年10月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
8	小川重兵衛	木滑新	27年10月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
9	山田庄次郎	市原	27年口月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
10	吉本駒太郎	吉野	28年4月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
11	市橋小右衛門	吉野	28年4月	厚田村(石狩)		99の弟
12	岩倉石次郎	吉野	28年4月	奈井江町(空知)	高島第一農場	56と同じ
13	小笹市松	吉野	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	57と同じ
14	山岸安太郎	吉野	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
15	森田新助	吉野	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	43と同じ
16	石田権次郎	吉野	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	59と同じ
17	中山七兵衛	吉野	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
18	小林與三	吉野	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
19	中村乙吉	吉野	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	3の弟
20	中村傳七	吉野	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	3と同じ
21	西村そよ	吉野	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
22	澤田庄九郎	市原	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	69と同じ
23	小川吉三郎	木滑	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	8の弟
24	道下長太郎	木滑	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
25	村中七兵衛	木滑	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
26	丹保孫右衛門	木滑	28年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
27	坂下清助	中宮	30年6月	共和町(後志)		
28	中村北五郎	中宮	30年8月	根室市		
29	森川よき	中宮	30年8月	根室市		
30	中村石太郎	吉野	30年8月	池田町(十勝)	高島第二農場	73の義兄
31	吉田伊兵衛	吉野	30年8月	池田町(十勝)	高島第二農場	81の弟
32	吉田與右衛門	吉野	30年8月	池田町(十勝)	高島第二農場	
33	柴山三太郎	吉野	30年8月	池田町(十勝)	高島第二農場	
34	森田藤七	吉野	30年8月	池田町(十勝)	高島第二農場	
35	吉村清吉	吉野	30年8月	池田町(十勝)	高島第二農場	
36	吉川磯右衛門	吉野	30年8月	池田町(十勝)	高島第二農場	
37	北川間兵衛	木滑	30年9月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
38	坂井太助	市原	30年9月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
39	浅岡七郎兵衛	市原	30年9月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
40	谷橋佐吉	中宮	31年3月	当別町(石狩)		

図表2吉野谷村の北海道移住者名簿(2)						
No.	移住者(戸主)	区	移住年月	移住先	移住形態及び 移住場所	備考
				(現在の支庁)		
41	高倉六右衛門	市原	明治31年4月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
42	山下なつ	吉野	31年5月	奈井江町(空知)	中村農場	
43	森田新助	吉野	31年5月	小平町(留萌)		15と同じ
44	中田与三次郎	市原	31年7月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
45	小川藤松	木滑新	31年7月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
46	山村喜助	中宮	31年10月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
47	水野三四郎	市原	31年10月	羽幌(留萌)		
48	吉本次郎七	吉野	32年1月	小平町(留萌)	自作農移住	
49	桑原権兵衛	吉野	32年1月	小平町(留萌)	自作農移住	
50	杉本次郎	木滑	32年2月	浦臼町(空知)	武市農場	
51	藤澤善八	中宮	32年3月	当別町(石狩)		
52	宮永伊三郎	中宮	32年3月	当別町(石狩)		
53	岡本市三郎	中宮	32年4月	当別町(石狩)	川崎農場	
54	井上與右衛門	瀬波	32年4月	奈井江町(空知)	茶志内農場	
55	山崎佐次右衛門	木滑	32年5月	奈井江町(空知)		
56	岩倉石次郎	吉野	32年5月	小平町(留萌)	自作農移住	12と同じ
57	小笹市松	吉野	32年5月	小平町(留萌)	自作農移住	13と同じ
58	小笹小三郎	吉野	32年5月	小平町(留萌)	自作農移住	13の弟
59	石田権次郎	吉野	32年5月	小平町(留萌)	自作農移住	16と同じ
60	小川仁助	木滑	32年6月	奈井江町(空知)	高島第一農場	8・23の兄
61	山田岩松	佐良	32年7月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
62	境伊三郎	中宮	32年10月	共和町(後志)		
63	山岸喜助	中宮	32年10月	当別町(石狩)		
64	山本半右衛門	木滑	32年12月	奈井江町(空知)		1の兄
65	橋場仁太郎	市原	32年12月	歌志内		
66	山田又七	佐良	32年2月	歌志内		
67	吉田與三兵衛	吉野	33年3月	小平町(留萌)	自作農移住	104の弟
68	南谷三太郎	木滑	33年4月	奈井江町(空知)	高島第一農場	
69	澤田庄九郎	市原	33年6月	浦臼町(空知)		22と同じ
70	越谷宗次郎	瀬波	33年8月	三笠市(空知)		
71	河端清松	佐良	33年9月	小平町(留萌)	自作農移住	
72	中川平八	中宮	33年11月	当別町(石狩)	川崎農場	
73	中村又次郎	吉野	34年7月	池田町(十勝)		30の義弟
74	南 乙吉	佐良	34年8月	奈井江町(空知)	鶴農場	86と同じ
75	和作三太郎	木滑	34年9月	浦臼町(空知)		
76	谷川栄作	中宮	35年3月	当別町(石狩)		
77	小林小次郎	吉野	35年7月	池田町(十勝)		
78	山本 益	吉野	35年12月	釧路市		
79	柴山岩松	吉野	36年9月	京極町(後志)	京極農場	
80	林 仁太郎	吉野	39年1月	小平町(留萌)	自作農移住	105の兄

図表2吉野谷村の北海道移住者名簿(3)						
No.	移住者(戸主)	区	移住年月	移住先	移住形態及び	備考
				(現在の支庁)	移住場所	
81	吉田伊右衛門	吉野	明治39年2月	池田町(十勝)		.31の兄
82	柴山源右衛門	吉野	39年4月	池田町(十勝)		115の兄
83	森田新八	吉野	39年5月	小平町(留萌)	自作農移住	15の弟
84	吉本与三	市原	39年5月	小平町(留萌)	自作農移住	
85	吉本仁助	吉野	39年6月	歌登町(宗谷)		
86	南 乙吉	佐良	40年1月	奈井江町(空知)	鵜農場	74と同じ
87	稲垣仁吉	吉野	40年2月	奈井江町(空知)		
88	山田宗右衛門	佐良	40年3月	足寄町(十勝)		
89	中村権兵衛	木滑	40年5月	浦臼町(空知)		
90	坂井與三	市原	40年5月	浦臼町(空知)		
91	中川市松	市原	40年5月	浦臼町(空知)		
92	橋場太左衛門	吉野	40年6月	常呂町(網走)		
93	田中仁三郎	市原	40年7月	北村(空知)		116と同じ
94	藤部四朗三郎	中宮	40年7月	風連町(上川)		111の弟
95	吉見小太郎	吉野	40年7月	浦臼町(空知)		
96	清水六次郎	吉野	40年7月	浦臼町(空知)		
97	森田虎松	吉野	40年7月	浦臼町(空知)		
98	中川円七	吉野	40年10月	京極町(後志)		113の父
99	市橋金右衛門	瀬波	40年11月	厚田村(石狩)		11の兄
100	村上九兵衛	吉野	40年12月	浦臼町(空知)		
101	山内孫太郎	中宮	41年4月	当別町(石狩)		
102	小橋石太郎	吉野	41年5月	苫前町(留萌)		106と同じ
103	上田助次郎	吉野	41年7月	苫前町(留萌)		
104	吉田與次郎	吉野	41年8月	池田町(十勝)		67の兄
105	林 三太郎	吉野	41年11月	苫前町(留萌)		80の弟
106	小橋石太郎	吉野	42年3月	苫前町(留萌)		102と同じ
107	山村甚助	中宮	42年3月	当別町(石狩)		
108	中川六右衛門	吉野	42年4月	京極町(後志)		
109	北村与三郎	木滑	43年5月	北竜町(空知)		
110	戸田又吉	吉野	44年1月	京極町(後志)		
111	藤部三郎	中宮	44年3月	風連町(上川)		94の兄
112	中村権兵衛	木滑	44年9月	浦臼町(空知)		
113	中川円作	吉野	44年12月	京極町(後志)		98の子
114	中村千松	木滑	大正2年4月	風連町(上川)		
115	柴山いと	吉野	2年	京極町(後志)		82の妹
116	田中仁三郎	市原	3年3月	北村(空知)		93と同じ
117	中村小佐	吉野	4年3月	砂川市		
118	寺本 久	瀬波	7年2月	奈井江町(空知)		
119	又吉太郎	市原	7年4月	浦臼町(空知)		
120	木村喜三右衛門	市原	7年5月	浦臼町(空知)		

移住の特徴

吉野村史では移住の特徴として三つの指摘を掲げている。

第一は確認できた移住先の大部分は小作人としての農場移住である。明治 27 年(1894 年)から同 31 年(1898 年)にかけて空知郡奈井江町の高島第一農場へ 16 戸、十勝の池田町の高島第二農場へは 12 戸が移住しているのである。

第二には家族単位で移住が行われているのであるが、その後に家族、親戚の一族が同地区に移住しているのが読み取れるのである。

「名簿」を見ると 9 戸が移住先から帰郷した後に再移住している。岩倉石次郎や小笹市松などは移住先を変えての再渡道をしている。

南乙吉や田中仁三郎などは同じ移住地に再度入植している。いずれの場合も移住先での開墾生活に何らかの問題が生じ、帰郷を余儀なくされたものと推測されるのである。

第三に移住した村民の経済的な階層を調査した資料があり、移住村民の経済的階層の中心が中程度であり、経済的に貧しい者だけが北海道に移住したのではないと論じている。

このように「名簿」は北海道移住についての移住先や家族や親戚の動向を如実に物語っているのであるが、移住の動機や募集、渡道の経過に関しては不明であり、ましてや移住地での開墾生活に関しては資料からは読み解くことはできないのである。

吉野村史では「小作農場移民」と「自作農移民」について当地資料により記述してあるので別項にて掲載したいと思います。

真宗大谷派門徒の移住

石川県は白山麓に限らず本願寺派の一向宗（浄土真宗）の多い地方です。一向一揆は約 500 年前に本願寺門徒であった農民らが団結し、「百姓の持ちたる国」として鳥越城は加賀一向一揆の最後の砦であった。白山麓本願寺門徒の総大将として石山本願寺から派遣された鈴木出羽守の築城で、天正 8 年柴田勝家の手によって落城した歴史がある。一向宗の信念は自らその信仰を捨てない限り、たとえ戦いに破れようと、国が減じようと、彼等が屈服することは絶対にないとの宗教理念によるものだと思います。

このような歴史感のなかで、この地区に住む村人達は宗教と深く結びつきがあり、各村には寺院がなくても「道場」という名の小さな寺院があり、宗教での結びつきは強く村人の集いの場ともなっていたのです

北海道移住で墳墓の地を後にして、不安な思いは渡道先での心のより所である寺院であったのでしょう、移住後も故郷の檀家寺との結縁を求めての門徒定約書がありますその一部を紹介しましょう。

北海道移住吉野区民の門徒定約書

定約証書 明治 30 年 4 月 10 日

今般拙者儀家政之都合ニ依リ当分北海道十勝国へ罷越候ニ付御禱寺門徒之系脈ハ何処へ移住致共他寺又ハ他宗へ必ズ変更致サン様為後年約定証一札如件

- 一、石川県吉野谷村字吉野願慶寺門徒離別致ザル事
- 一、死亡之際ハ遠近ヲ問ハズ法名ヲ御送致事
- 一、従来ヨリノ檀家故年々之御初穂ハ必怠ナク致ヘキ事

右之定約之通り相違無是ニ付檀家一同連署ヲ以定約書差換置候也

願慶寺吉峰殿

檀家総代

中村伝四郎
辻 甚九郎
中村又次郎
吉田与右衛門
小林小次郎
柴山三太郎
中川孫右衛門
吉田伊平
吉村清吉
森田藤七
吉川磯右衛門

明治 30 年 4 月

願慶寺吉峰台所 御中

大榎子植民団体組合の開拓史

自作農の夢を求めて（吉野谷村史 第3章より）

吉野谷村からの移住農民の中には艱難辛苦かんなんしんくのすえ自作農の夢を果たした者もいた。

留萌郡小平町大榎地区おおとどへ移住した吉野の桑原権兵衛を長とする吉野谷村農民団体はその典型的な事例である。

権兵衛は嘉永2年（1849年）に生まれ、明治19年（1886年）に父孫市の死去に伴い37歳で家督を相続した。権兵衛の村内での生活状況は中の上の階級であった。だが、その後暮らし向きが悪化したのであろうか、権兵衛はかねてより渡道の機会をうかがっていた。

明治29年（1896年）3月中旬、すでに奈井江の高島第一農場に小作人として移住していた（奈井江町史では26年3月となっている）同郷人の吉本駒太郎の賛助を得て志を同じくする者とともに第一農場に入植した。農場から1町余（約3,000坪）の開墾地を借り入れて小作生活に入ったが、ほどなくして天塩の国に肥沃な土地があるのを聞知し、自作農となる望みを抱いた（「殖民地状況調査」明治30年代）

ところで道庁は明治25年に「貸付地予定存置制」を定め、内地民が30戸以上で自作農団体を組織して3年以内に移住を完了する場合、1戸当たり15,000坪（約5町歩）の貸付地を3年間予定存置することを認めた。

※「貸付地予定存置制とは明治25年、貸付地予定存置の制度を設けた道庁は、団体移住を奨励した。その制度は、移住の目的、戸数、毎年移住する戸数の配当、自作農・小作農の区別、土地借受人との契約、勤儉貯蓄、習俗慣例、相互救護などに関する事項、移住旅費や移住後の家作り・器具・食糧などの支弁方法、移住総代、規約違反者処分事項などを明記した団体移住者規約をつくり、府県知事の認可を受けた30名以上の団体で、1カ年に10戸以上ずつ移住する場合には、団体1人について5ヘクタールの割合で、総戸数に応じて向こう3年間は貸付予定地を存置する利点を認め、一定期間内に開墾すると、無償で付与するということであった。

この団体員の数の制限は、明治30年には20戸、41年には10戸となって、その団結を一層容易にしていっていった。そのため多くの団体移住が促進されたが、資力では大農場に劣っていたため、入植後の苦労は多かったが、精神的なまとまりが強く、お互いに助け合い、困難を克服して成功し、自作農となって定着する率も高かった。」（浦幌町史概要より）

ねらいは内地民を自作農移住させて開拓を促進することであった。この制度は30年にも改正され、団体員数を20戸以上に減らし、北海道在住者にも適用することにした。さらに、同年この制度の効果を高めるため「北海道国有未開発地処分法」を制定し、開墾地を一定期間内に無償で貸付、期間内にすべて成墾したときは無償で付与することにした。

たとえば、15,000坪のときは貸付開始後5年以内に成墾すれば無償で付与されるわけである。たあし、1か年以内に開墾に着手しないときは貸付が取消しとなるのである。期間内に成墾できなかつたときは未成墾地もしくは貸付地全部を返還する決まりであった。こうした道庁の殖民地政策の実施を裏付けとして権兵衛の大望は果たされるのである。

トドコ原野への移住

権兵衛、駒太郎は秋田県人小林乙吉の知遇を得て留萌郡鬼鹿村（現小平町）^{おおとどこ}大榎子に広がるトドコ原野が団体移住の払下げ地となることを知った。明治 30 年（1897 年）初春、乙吉の案内で原野をくまなく探査し、その結果、原野の大要を了知して開墾移住の最適地と確信した。

権兵衛は団体を組織するべく道内各農場で小作生活をしている同郷人に呼びかけ、18 名をまとめた。そして不足分を補うために乙吉と桑原市太郎（権兵衛の長男）を吉野村へ帰郷させ、林仁太郎の賛助で 17 名の移住民を得ることができた。こうして大榎子移住の加賀団体組織され、権兵衛が衆望を受けて総代となった。明治 30 年 9 月吉野谷村役場で移住願書を作成し、「団結移住規約」を石川県庁に提出、10 月県庁を経由し道庁へ送られ、11 月道庁から正式に 35 戸分の開墾地 54 万坪（180 町歩）の貸付が認可された。12 月道内組 9 名が貸付地に入って入植準備のための着手小屋 3 棟（間口 3 間・奥行 10 数間）を建てた。

翌 31 年 3 月下旬、道内組 18 戸はそれぞれの小作農場を引き払い、堅雪を渡って 4 月 1 日無事トドコ原野に到着した。郷里組も 7 戸が 4 月中旬に伏木港を出港、小樽港に上陸後まもなく現地に到着した。道内組、郷里組合わせて 25 戸が移住を果たしたが、残る郷里組の 10 戸は渡道できなかった。道庁吏員の調査によると「本年諸物価昇騰ニ津レテ移住者生国ニ於イテ所有スル動産又ハ不動産ニ変動ヲ生ジ、為ニ移住ヲ計画シテ而シテ所有財産整理上ニ影響ヲ来シ結果遂ニ移住スベキ期限ヲ緩マリタル」というのが理由であった。つまり、乗船費や移住生活費をできるだけ多く稼ごうとして財産処分を日延べしているうちに渡道の機会を逸したのである。そこで権兵衛は 6 月に団体移住者の人名変更願を県庁経由で道庁に提出し、あらたに加入した 8 戸の入植が完了するまで貸付地予定存置の要件である移住期間を 1 か月 7 月末とするようお願いでた。それでも移住者規約の 35 戸に 2 戸不足していた。また、貸付地のうち粘土質で耕作地に適さない築別原野 10 余万坪を返地して大榎子原野のみの開墾となり、平均 5 町歩が 4 町歩弱となった。とはいえ、成墾すれば郷里では望み得ない自作大農となれるわけで、33 戸の移住民は団結を固くして開墾に全労働力を注いだ。

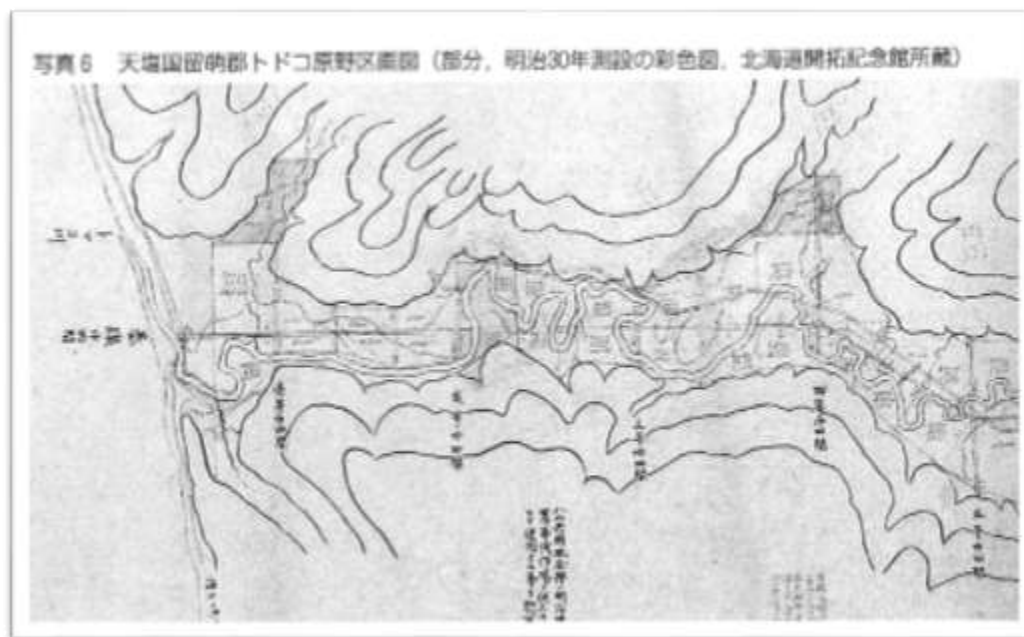
開拓の苦悩

大榎原野は蛇行する大榎子川を挟んで南北の両側に凸凹した土地の広がる狭長な原野である。海岸に近い南側は平坦だが、カヤ、ヨシ、ヨモギなどの茂る地味不良な土地が続く、東側奥地の川流南岸地帯は密林ながら肥沃な土地があった。権兵衛は配当地籍を下流平地、上流密林地に二分し、抽選でそれぞれの開墾区画を割り当てたため、誰一人として不平をもらす者はいなかった。

開拓民は深い積雪の残る開墾原野に分け入って雪上実測して各戸の土地を確認したあと、作業小屋 3 棟を増築して合計 6 棟の共同小屋に分宿しながら伐木を開始した。

雪解けを待ち兼ねて開墾を始めたのが 4 月半ばすぎであり、切り倒した木を燃やして耕

地を広げ、表土を丸鋤で掘起して粟、稲キビ、トウモロコシ、麦、稗、蕎麦などを播いた。すべて自家用食料作物である。種蒔きを終えた6～7月になって、開拓民は自作地内に住まいとする掘立小屋（間口2間、奥行3間）を建てて移り住んだ。



移住1年目は開墾と苦悩する日が続いた。3回の大水害に見舞われ、川岸の低地に居住する家が何軒も流された。作物は害虫被害、野ネズミ、ウサギの食害、早霜でほとんど収穫が皆無となり、わずかばかりの馬鈴薯（じゃがいも）が獲れた程度であった。

人心が倦むのを憂慮した権兵衛は移住民に団結扶助を説き、率先して儉約を励行をするとともに鬼鹿市街のニシン漁網元と交渉して薪炭、収穫物との交換条件で米、味噌、植付用種子を借り入れる物品仕入契約を結んだ。（小平^{レビ}原野ノ状況明治32年）こうして飢餓を防ぎ、どうにか越冬することができた。

2年目の明治32年（1899年）移住生活は落ち着きを見せ始めていたが、開拓民は8月時点で網元に対して3,200円の負債を抱えており、高い利払いに窮してしまった。この負債の処理をめぐる、低利な銀行借入金で負債を償却して網元との仕入契約を解消すべしと主張する多数派と移住以来の恩義に報いるためにも仕入継続を主張する少数派とが真っ向から対立した。双方の反目は妻女の離縁沙汰までひきおこし、団体解散も危ぶまれる事態となった。結局、負債が開拓民全員の連帯借用であるため銀行からの借入を断念した。やむを得ず鬼鹿村有力者に仲裁を頼んでこれまで通り網元からの物品仕入を継続することでひとまず決着した。しかし、34年に償還が再び滞ったため、網元と再度折衝を重ねて負債償還を今後5年間の年賦払いとすることで合意が成立した。

開拓の成功

負債償還に心を砕きながらも開拓民は開墾の速成に全力をつくした。^{おおとどこ}大榎子植民団体組合（明治 32 年結成 桑原権兵衛組合長）に奨励されて開拓民は耕馬の買入資金を得るため開墾作業の合間に炭焼きを始め、3 年目の明治 33 年（1900 年）に 2～3 戸共同で耕馬と農具を買うことができた。幸いにも同年は良作であったため、翌 34 年にはほとんどの家が耕馬を買入、急ピッチで開墾作業を進めた。その結果、同年夏ごろ全可耕地 32 万余坪の成墾を完了した。開拓民は道庁に開墾地の「付与願」を提出し翌年に認可を得ることができた。移住 4 年目にして、ついに自作大農家になる夢を実現したのである。

開拓民は開墾生活を続けるかたわら集落づくりにも意を注いだ。明治 32 年神社御堂を建築し、真宗説教場を設けた。翌年には各戸が 200 余円を拠出して簡易教育所を開いている。こうした諸施設を通じて開拓民は団結心を確認しあい、村の将来に希望をつないだのである。

明治 30 年代末には、小麦、大豆、小豆（この 3 品目で全耕作地の 7 割を占める）のほか金時豆、うずら豆、稲キビ、玉ネギ、馬鈴薯、^{そきい}蔬菜などを作付けして年間 400～1,500 円の販売額をあげた。農具、種子代などの営業支出を差引いた余剰利益は 150～800 円ほどで、順調に農業経営を軌道にのせることができた（「移住者成績調書」明治 41 年）。「植民広報（51 号）は 42 年の集落状況を次のように報じている。「現今 57 戸あり、内農専業 50 戸とす。（略）自作者多く土着心に富み人心融和して一致の行動を執れり（略）農作物の如きは共同販売を試み能くその効果を収めつつあり。1 戸最大耕作地は 10 町歩、普通 5 町歩にして平均 3 町歩に当れり。」自作農団体として北野大地に根付き、堅調に発展している姿を読み取ることができよう。

大正 4 年（1915 年）7 月、権兵衛は開拓功労者として賞勳局総裁^{おおぎまわさねまさ}正親町実正伯爵銀牌を下賜された。加賀団体の長として移住民を率い、植民団体組合の長として開拓の先頭に立ち、爾来 17 年にわたって大榎原野に開拓「ムラ」を築き、心血を注いで発展に導いたことへの褒賞である。だが、付け加えるならば、権兵衛の賞勳は彼一人のものではない。権兵衛を支えてさまざまな苦労を共にしてきた開拓民全員への賞勳でもある。開拓功労賞勳は権兵衛の名誉であるばかりでなく開拓民の名誉でもある。

故郷との絆を求めて

現在、吉野谷村が明治期に数多くの北海道移民を送り出していた事実を知っている本村住民は数少ない。北海道移住民は時の経過とともに忘れられる存在となっているのが実情である。しかし、「永住の地」と決意して離村した移住民の方は渡道・定着したあとも故郷との絆を求め続けていた。

明治 30 年（1897 年）に高島第二農場に入植した小作移民団は、渡道に先立って吉野村^{がんきょうじ}願慶寺（真宗大谷派）と定約証書を結び、移住しても檀家寺を変えないこと、死亡の際は願慶寺から法名をもらうこと、年々の初穂料を送ることを誓っている。これは移民団が開

墾地に入植したあとも故郷の檀家寺を信仰の礎とする意志を持っていたことを示すものである。言い換えるならば、檀家寺を通じた故郷との絆が開拓の苦難に打ち勝つ不屈の精神と堅固な団結心を支えていたといえよう。大榎原野の移民団も同様である。大榎子には明治 32 年に真宗説教場が設立され、翌年には鬼鹿市街に大谷派寺院が開寺している。にもかかわらず、42 年に願慶寺が宗祖大師（親鸞）650 年御延忌を執行するに際して森田新八、林三太郎の両名が志納金を寄せている。移住民の故郷に寄せる想いはこうした形で表出していた。

願慶寺と移住民との寺檀関係は世代を変えて昭和 40 年代後半まで続いたようで、第 16 代住職の吉峰隆幸の作成した「檀信徒名簿」には北海道地方 205 名の檀家名（当主と移住一世）とその住所が記されている。隆幸は年賀状を交わして移住檀家との音信を絶やさず、回忌年には道内各地をまわって法要をおこなっていた。こうした関係もあってか、父母の生地を一目みようとして移住二世、三世が吉野谷村を訪れこともあった。父母が暮らした生地の風景を目に焼き付け心に刻んだ彼らは、願慶寺や役場で父祖の記録を求めたという。二世、三世にとっての吉野谷村訪問は自身のルーツを探る旅路でもあった。

平成 9 年（1997 年）9 月 11 日、大榎開拓百年の記念式がおこなわれた。吉野谷村からは太田政義村長ほか 4 名が招待されて列席した。式典で松本省二（権兵衛とともに移住した鳥越村松本惣吉の曾孫）実行委員長は、未開の原野に斧を入れた先人の労苦を偲びつつ今日の緑豊かな大榎農村の礎を築いてくれたことへの感謝を述べた。太田村長は「祖先をともしにする」喜びを述べた。式典を終えた後、松本実行委員長は一人「^{ほうすいきょう}豊翠郷」と揮毫された記念碑の傍らに立って式典の感慨を語った。その後、幼少期に見た豊作に精を出す祖父の姿、父祖から聞かされていたであろう開拓一世の苦労話が脳裏をよぎったのであろうか、込み上げてくる涙にしばらく絶句したあと切れぎれの言葉で次のように語った。「吉野谷村の方々にも私たちの気持ちを汲み取っていただけたと思う。」開拓一世の抱いた想いが今日の大榎集落の発展を支えている開拓三世、四世の心の奥底にも脈々と流れていることを感じ取れる。故郷との絆は世代を超えて受け継がれていたのである。

吉野谷村史の資料より抜粋して掲載しました。

大樞子団体の団結移住者規約

団結移住者規約

移住ノ目的

第1条 北海道ノ規定セラレタル団結移住ノ要領ニ準拠シ茲ニ石川県石川郡能美郡ノ住民ニシテ従来農業ニ従事スルモノ 35 戸ヲ以テ団体ヲ組織シ、北海道ニ移住シテ、専ラ農業ニ従事シ自作農タルヲ以テ目的トス。

移住地ハ北海道天塩国留萌郡留萌村字大トドコ原野ニシテ、即チ貸下出願地積 54 万坪トス。移住者ハ皆北海道ニ永住スルノ目的ナルヲ以テ移住ノ際ハ貸付予定地内ニ転籍スルモノトス。

第2条 此移住団体ハ桑原権兵衛以下 34 名ヨリ成立スルモノトス。

但移住者ノ内疾病其他

避クヘカラサル支障ノ為、欠員ヲ生シタルトキハ本人若シクハ親戚ニ於テ適當ノ証明ヲ得テ移住セシムヘシ。

移住者戸数ノ配当

第3条 明治 31 年ニ於テ貸付予定地ニ総数 35 戸移住スルモノトス。

但シ移住者貸付予定地内ニ移住シタルトキハ、其年内ニ於テ総代人ヨリ地元戸長役場ヲ經テ北海道庁ニ届出ヘシ。

自作小作ノ區別

第4条 此団体ハ各自同一権義ヲ有スル自作農ニシテ土地貸付期限内ハ、小作ヲ為サシメサルモノトス。

勤儉貯蓄

第5条 移住者ハ勤儉ヲ旨トシ、決シテ奢侈ニ渉ルコトヲ為サス。移住ノ翌年ヨリ協議ノ上応分ノ金品ヲ貯蓄シ、一村基本財産ノ基本トナシ凶荒又ハ公共ノ用ニ供ス。

但シ貯蓄ノ金品ハ協議ノ上、最確實ナル方法ヲ設け総代人ヲシテ之ヲ保管セシム。

習俗習慣

第6条 習慣ノ善良ナルモノハ之ヲ保守シ否サルモノハ之ヲ矯正スルコトニ務ムヘシ。殊ニ左ノ各項ヲ遵守スルモノトス。

- 一、常ニ親睦ヲ旨トシ苟モ喧嘩口論スヘカラス。
- 二、金銭物品ヲ賭シ博奕ヲ為スヘカラス。
- 三、祝祭弔慰ノ外限リニ集会シテ酒宴ヲ開クヘカラス。
- 四、冠婚葬祭ハ其分ニ越ユルヘカラス。
- 五、忠君愛國ノ氣風ヲ養成スヘシ。

相互救護

第7条 移住者中疾病ニ罹リ若シクハ不時ノ災害ヲ被リタルトキハ相互ニ救護ヲ為スハ勿論万一ノ為メ開墾ノ進捗ヲ妨ケ起業方法書ノ如ク土地ヲ成功セ

サルノ慮アルトキハ相協力シテ予期ノ功程ヲ拳ヲシムルモノトス。

移住旅費支弁方法

第 8 条 移住旅費ハ各自ノ負担トス。

但シ時宣ニ依リ団結同盟者ニ於テ 8 分ノ 1 ヲ補助スルコトアルヘシ。

移住後家作器具糧食等諸費用支弁ノ方法

第 9 条 移住後家作器具糧食等各自ニ必要ノモノハ各自ノ負担トス。

移住総代人ニ関スル規定

第 10 条 便宜上団体中ヨリ、桑原権兵衛、吉田佐吉 2 人を以テ総代トシ左ノ事項ヲ取扱ハシム。

1. 土地貸付付与、其他ニ関シ官庁へ諸願届ニ関スル件。
2. 公達命令等伝達ノ件
3. 開墾上管理ノ件
4. 貯蓄ノ金品保管ノ件
5. 規約違反者処分執行ノ件

規約違反者処分事項

第 11 条 本規約ニ違背シ若クハ左記ノ 1、2 ニ該当スル者アルトキハ衆議ノ総代人ヨリ一応説諭ヲ加ヘ尚改メサルトキハ、軽キハ、5 円乃至 10 円ノ違約金ヲ徴シ、重キハ本団体ヨリ除名ス。

1. 故ナク開墾ニ従事セサル者
2. 故ナク他ニ転居スル者
3. 農期間他人ヲ誘導シ出稼ヲ為ス者
4. 相互救護ノ義務ヲ果ササル者
5. 本団体ノ面目ヲ汚スヘキ所為アル者

雑則

第 12 条 違約徴収金ハ他ノ貯金ト共ニ保管シ団体ノ公共事業ニ費消スルモノトス。

第 13 条 除名者ノ貯蓄シタル金品ハ之ヲ返付セサルモノトス。

第 14 条 他日移住者中ニ於テ本規約ノ改正ヲ必要トスル場合アルトキハ団体全戸数三分二以上ノ同意ヲ以テ改正スルコトヲ得。

此場合ニ於テハ当初本規約ノ証明ヲ得タル県庁及北海道庁ノ承認ヲ得ルニアラザレバ実施セザルモノトス。

但シ移住後ニ於テ改正スルトキハ北海道庁ノミノ承認ヲ受ケルモノトス。

第 15 条 団体者各自本規約ヲ是認シ且、之ヲ履行スルコトヲ誓ヒ茲ニ記名押印スルモノナリ。

明治 30 年 9 月 14 日

石川県石川郡吉野谷村 桑原権兵衛 ㊟

〃 〃 吉田佐吉

〃	〃	山崎佐治右衛門
〃	〃	山本半右衛門
〃	〃	森田新助
〃	〃	吉田与三兵衛
〃	〃	河端清松
〃	〃	田端弥右衛門
〃	〃	森田新八
〃	〃	吉村亀吉
〃	〃	林 仁太郎
〃	〃	桑原惣左衛門
〃	〃	柴山清作
〃	〃	吉本次郎長
〃	〃	林 七六
〃	〃	小林忠兵衛
〃	〃	中川藤右衛門
〃	〃	清水六次郎
〃	〃	北出彦右衛門
〃	〃	柴山与左衛門
石川県能美郡広瀬村		空橋吉兵衛
〃	河野村	谷口三郎
〃	〃	東 市松
〃	〃	北島市太郎
〃	〃	林 石松
〃	〃	松本惣吉
〃	〃	三口九平
〃	〃	岩上石松
〃	〃	橋 与三郎
〃	〃	村井善次郎
〃	河内村	朝日市松
〃	〃	高桑磯助
〃	〃	山田市太郎
〃	〃	岩下甚作
〃	〃	岩崎権兵衛

石川県能美郡河内村 吉田与市

本文取調候処相違ノ義無之此段証明候也

明治 30 年 10 月 23 日

石川県知事 古 沢 滋
(『小平町史資料』第一編所載)

大榎子団体の団体移住民人名変更願

団体移住民人名変更願

石川県石川郡吉野谷字吉野

退団者名

山崎佐治右衛門

山本半右衛門

森田新八

岩崎権兵衛

清水六次郎

田端孫右衛門

山田市太郎

吉村亀吉

林 七六

合 10 名

加入者名

石川県石川郡吉野谷村字吉野

小笹市松

〃

〃

石田権次郎

〃

〃

小笹小三郎

〃

〃

岩倉石次郎

石川県能美郡河野村字三坂

谷口三松

〃

〃

中出権六

石川県中海村字嵐

谷 善右衛門

石川県粟津村

朝日市松

右ハ毎時 30 年 9 月桑原権兵衛外 34 名北海道天塩国留萌郡天登雁村字トドコ原野へ移住ニ付御証明願置候処前記山崎佐治右衛門外 10 名ノ者家事上ノ都合ニ依リ渡海不能候ニ付、更ニ前願、小笹市松外 7 名ノ者団結移住民中へ加入致度候最モ該規遵守可仕候間団結移住民人名変更ノ義御証明成下度此段奉願候也

明治 31 年 6 月 23 日

団結総代人 桑原 権兵衛

秋田県北秋田郡扇田町四百四十番地

当時北海道天塩国苫前郡羽幌村寄留

右代人 小村 乙吉

石川県知事 古沢滋殿

本文取調候処相違之廉無之仍テ証明ス

明治 31 年 7 月 6 日

石川県知事 古沢 滋
(『小平町史資料』第 1 篇所収)

当初、トドコ原野に集団移住する人達は全てが吉野谷村出身者であると思っていたのであるが、団結移住者規約の名簿によると石川県能美郡広瀬村の空橋吉兵衛氏は明治 22 年の市町村制で能美郡河野村広瀬になっていたのであって、後の鳥越村である。

河内村は独立した村で明治 39 年（1906 年）石川郡当局から吉野谷村と合併案があったが実現しなかった。

明治 31 年に移住民人名変更願が提出されているが、その中で能美郡中海村字嵐の地名があるが、現在の小松市中海町である。また、栗津村とあるのは現在の小松市栗津である。

6 月に団体移住者の人名変更願を県庁経由で道庁に提出し、あらたに加入した 8 戸の入植が完了するまで貸付地予定存置の要件である移住期間を 1 か月 7 月末とするようお願いでた。

移住予定存置地延期願

天塩国留萌郡天登雁村トドコ原野桑原権兵衛外 34 名氏名確定移住予定存置ノ件、明治 30 年 11 月 21 日庁天第 4354 号ヲ以テ御許可相成候処、予定存置期限ハ本年 6 月 30 日迄ニ付当日迄移住 22 戸残り 13 戸ニ対シ先般来招迎ノ為メ石川県ニ出張中ニ御座候間、来ル 7 月 30 日ヲ限り移住相成度何卒特別ヲ以テ予定存置地ニ付期日迄御延期御（許）被成下度此段願ヒ候也

石川県石川郡吉野谷村

当時北海道留萌郡天登雁村トドコ 7 号線 39 番地

移住総代 桑原 権兵衛

明治 31 年 6 月 30 日

北海道庁長男爵 安場 保和殿

(『小平町史資料』第 1 篇所収)

北海道庁の大槻子団体移住者臨検調書

第 7 号 臨検調書

石川県石川郡吉野谷村

桑原 権兵衛

外 34 名

明治 30 年 11 月 21 日天塩国留萌郡天登雁村字トドコ原野及同国苫前郡羽幌村字築別原野

ニ於テ桑原権兵衛外 34 名ハ、予定存地シタル未開地 54 万 3028 坪ニ対シ明治 31 年 8 月 15 日及同月 22 日団体総代桑原権兵衛ヲ立会セシメ検査ヲ遂ゲタルニ左ノゴトシ

一、明治 30 年 11 月 21 日北海道庁指令第 4354 号 3 項、明治 31 年 6 月 30 日迄ニ移住シ了ルベキ戸数、35 戸ナルニ数真ハ充タズシテ本年 4 月 25 日 18 戸ノミノ移住ナルヲ以テ、該命令ニ違反セリ。

一、移住者ニ要スベキ区域及坪数ハ、天塩国苫前郡羽幌村字築別原野南 5 線 27 番、1 万 5000 坪、同国留萌郡天登雁村字トドコ原野基線 7 番 9 番 19 番 20 番ニ 18 番 30 番 31 番 21 番 12 番 22 番 24 番 26 番 37 番 32 番 45 番 46 番 47 番 48 番 27 番 29 番 6 番 8 番 10 番 43 番 42 番 44 番 25 番 39 番 35 番北 1 線 4 4 番、坪数ハ 21 万 9308 坪ナリ。

一、移住者中、氏名確定以外ノモノニシテ現今開墾着手中ノモノ築別原野ニ於テハ岩上吉次、松井宗衛、小林乙吉、トドコ原野ニ於テハ朝日又三郎、空橋八三郎、三口助佐、吉本駒平」ナリ。

一、移住者予定ノ如ク移住シ能ハザル原因ハ本年諸物価昇騰ニ連レテ移住者生国ニ於テ所有スル動産又ハ不動産ニ変動ヲ生シ、為ニ移住ヲ計画シテ而シテ所有財産整理上ニ影響ヲ来シ結果遂ニ移住スベキ、期限ヲ愆マリタルモノナリ。

一、現今開墾坪数ハ凡、10 万坪ナリ。

前記ノ通り相違無之ニ付此ノ調書ヲ作り立会人ニ読聞セシ処相違違ナキ旨申出タルニ付共ニ署名捺印スルモノナリ。

明治 31 年 8 月 22 日

北海道増毛支庁出張員

属 今井 龍三郎

事業主 清水 正雄

立会人団体総代

桑原 権兵衛

此書面ハ出張先ニ於テ作りタルモノニ付官署ノ印ヲ押添スルコト能ハス。

苫前郡築別

原野予定存地検査成績表

明治 31 年 8 月

留萌郡トドコ

団体名 氏名 総代人	小作 団体 総戸数	現在 戸数	合 格		不 合 格	
			件数 画数	戸数	件数 画数	戸数
総代人 桑原権兵衛	35	25	212,063 35	18	330,965 31	17

備考 現住戸欄ニ 25 戸トアルハ合格者 18 戸外ニ氏名確定以外ノモノ 7 戸移住シアルニ依ル。

右之通り候也

明治 31 年 8 月 22 日
検査員 属 今井龍三郎
同 事業主 清水正雄

殖拓第 4518 号
明治 31 年 8 月 15 日及同月 22 日天塩国留萌郡天登雁村字トドコ原野及同国苫前郡羽幌村字
築別原野ニ於テ明治 30 年 11 月 21 日予定存置シタル未開地 54 万 3028 坪ニ就キ点検ヲナ
シタル処指令第三項に違背シタルヲ以。指令ノ全部ニ帰シタルニ付為念及通知候也
明治 31 年 10 月 19 日
北海道庁 ㊤
石川県石川郡吉野各村
桑原権兵衛 殿
外 34 名

(『小平町史資料』第 1 篇所収)

桑原権兵衛の未開地付与願

未開地付与願
天塩国留萌郡天登雁村トドコ基線 35・39 番地

一、貸下地 2 万 5925 坪

右北海道国有未開地処分法第 3 条ニヨリ貸付相成候処今般起業方法之通り成功致候ニ付
御検査之上付与相成度図面相添此段奉願候也

明治 34 年 8 月 21 日
天塩国留萌郡天登雁村字トドコ基線 7 号 39 番地

桑原権兵衛 ㊤

北海道庁長官 園田 安賢 殿

大椴子植民団体の移住成績調査

大椴子植民団体 郷里 石川県石川郡吉野谷村
現在 天塩国留萌郡鬼鹿村大字大椴子原野

●移住前の状況及団体組織の起因

本団体の郷里なる石川県石川郡吉野谷村は戸数 200 戸、地積約 300 町歩あり。白山川の西岸に位置し畑作を主とし従来煙草産地として名あり。風俗質素にして能く労働に耐え、熱心従事するも雖も地積限りあり。普通 1 戸耕鋤する所 1 町内外に過ぎれば、農産物の収入のみにては生計困難なるを以て男は運搬、女は養蚕製糸を副業とし以て家計を補へり。村中生計少々豊なるものなきにあらざると雖も、少しく規模の大なる農業を経営し将来家族に充分の資産を分かつんとするか如きは全然不可能に属するを以て夙に北海道に移住せるものあり。而して漸次此等より本道の事情を聞知し移住を企つるもの続出せり。当時桑原権兵衛等十数戸も亦郷地を出て石狩国高島農場及び本願寺農場に小作し、開墾耕作に従事し、その結果を郷里に比較せるに著しく良好なりしかは、権兵衛及び吉本駒太郎等主唱者となり、他に土地を選定し、同郷者を以て一団を組織し、自営農業を経営せんことを企図し、権兵衛は帰郷して同士を募り、駒太郎は土地選定のため各地を巡回し、天塩国羽幌村に至り小林乙吉なる者に会し、同人の斡旋に依り地を現在地に選定し本庁に出願して貸下を受けたり。維れ明治 31 年 7 月中旬なりき。

●移住の顛末

権兵衛郷地に於て加盟者を募りしに 30 余戸を得たるを以て規約を調整して県庁の認可を受け、各戸百円以上、多きは千円内外の資本を調べ、明治 31 年 4 月初回の移住者 20 戸郷里を發し、海路目的地に向ひ、途中小樽港により、1 週目の後移住せり。その後又移住して現今合計 42 戸に至れり。

●移住地の位置及状況

本団体の移住地たる大椴子原野は天塩国留萌郡鬼鹿村大字天登雁村に属し、鬼鹿市街地を距る 2 里半、留萌港を距る 4 里半、北は小平藁原野に隣し、南は山脈を以て自然の境界をなし、トドコ川の西岸に位置し、西方海に面して聞き地形狭長、少々高低を有するも概し肥沃なり、天然の樹木は諸種の針葉樹にして下草は笹なり、地味農薬に適し殊に菽豆根菜類の栽培に適せるか如し。

●移住後の経歴及成功の状態

31 年 4 月下旬しん移住者数戸と共同して先ず 3 棟の小屋を設け、直に伐木、開墾に着手し、毎戸 8 反歩乃至 1 町歩を開き、馬鈴薯、大小豆、麦類を播種し、了りて各自の居小屋を掛け、草木を薙払ひて仮道路を設け、堵に安んずることを得たるに、同年秋水害に罹り、河岸低地に在りては浸水屋上に及び作物を流失して多大の損害を受けたるもの数戸ありしも、相互救護して一意事業の進捗を謀れり。翌年数戸の新移住者来りたるに、当原野は地積狭きを以てチクベツ原野区画地十余万坪の貸付を受くることとなしたるも、該区画地は高丘の粘土地にして地味瘠薄なれば、直に之を返納し労力を大椴子原野に集め、協力開墾して貸下地の大半を成功し、33 年 2 戸乃至 3 戸の共同を以て耕馬農具を購入し、馬耕を以て盛に開墾したる結果、著しき進歩をなしたるを以て同年秋収の余剰を投して各自馬を購入し、又各自醸金し二百余円を投して学校を建設し、同年請願して道路を開墾し交通益便

に赴くと共に、丘陵地をも出願しえ開墾を計画し、又従来の農具を洋式に改良し、又馬車の使用をなすに至れり。

耕作中販売作物は蕪苔、小麦、小豆、大豆にして、全耕作地積の七分を占め、その他は金時豆、長鶉豆、丸鶉豆、裸麦、^{いなきび}稲黍、^{たまねぎ}玉葱、馬鈴薯、蔬菜等とす。1反歩に於ける収穫は小豆、小麦、蕪苔は平均2石、他の穀菽は1石8斗～2石の割合なり。年々全団体より輸出する豆菽類は2,000石～3,500石にして各戸の収入400円～1,500円に及び、150円～800円内外の余剰あり。各戸通して養蚕を副業とし、農繁の時期製糸をなす者あり。39年の収穫高16石なり。

年々来住するもの増加して現在42戸に及び、其の多くは従来の茅屋^{かやぶ}を改築して木造となし、起業以来日尚浅きに拘はらず着々進歩して比較的豊かなる生計を営むに至り、而して各自能く事業を経営して倦まず。共同一致能く団体の実を挙げ農業の経営亦拙ならずと雖も、唯地積狭く将来発展の余地少なきは本団体の為惜しむ所なり。今団体員の現状を表示すれば左の如し。

姓 名	家族 人員	労働 人員	所有 馬匹	所有 耕地	貸付地	39年 作付地積
桑原権兵衛	7人	5人	1匹	5.0町	27,000坪	5.0町
吉本駒太郎	8	5	1	5.0	15,000	5.0
河端清松	9	4	1	6.0	—	60
東 市松	5	2	2	6.5	30,000	6.5
森田駒太郎	4	3	1	—	10,000	4.0
谷口惣右衛門	6	2	1	—	—	3.5
柴山与四朗	4	2	—	—	—	3.5
森田新市	5	4	1	4.5	15,000	5.0
谷 清右衛門	7	4	1	—	—	2.0
林 仁三郎	5	2	1	5.0	15,000	5.0
佐藤善蔵	6	2	1	—	—	—
林 仁太郎	6	2	2	8.5	—	8.5
北島仁三郎	6	4	—	4.5	10,000	4.5
岩倉石次郎	6	5	1	7.0	15,000	7.0
吉田与三郎	4	3	1	4.5	—	4.5
村井善次郎	6	2	1	3.5	15,000	3.5
桑原仁三郎	3	2	1	4.5	15,000	4.0
姓 名	家族 人員	労働 人員	所有 馬匹	所有 耕地	貸付地	39年 作付地積

谷口三松	10 人	3 人	1 匹	4.5 町	10,000 坪	5.0 町
森田新助	7	5	1	4.0	10,000	4.0
吉本次郎	7	3	2	4.5	10,000	6.0
三口助佐	3	2	—	4.5	10,000	5.0
空橋吉兵衛	9	5	2	6.5	9,000	7.0
岩上吉次	6	2	1	2.5	15,000	3.0
小笹小三郎	3	2	1	4.0	15,000	5.0
小笹市松	3	1	—	2.5	10,000	3.0
石田又七	6	3	1	4.5	10,000	50
東藤与三松	6	5	—	—	10,000	3.0
橘 石松	5	2	—	2.5	10,000	5.0
朝日市松	6	4	—	5.0	10,000	5.0
朝日又次郎	7	2	1	—	10,000	2.0
松本惣吉	4	4	21	0.0	10,000	8.0
室木藤吉	3	2	—	—	—	3.5
吉本仁太郎	4	2	1	—	3,000	3.0
橋村常次郎	6	4	1	6.0	11,000	6.0
大西吉次郎	6	2	—	—	9,000	2.5
山崎与三次郎	6	2	—	—	10,000	5.0
河端与三左衛門	5	2	—	—	3,000	4.0
有路伊佐治	5	2	—	—	—	3.0
能美屋太次郎	6	2	—	—	5,000	5.0
後藤末松	8	4	—	—	—	5.0
斎藤平蔵	2	2	1	2.5	10,000	5.0
杉野松次郎	4	4	1	—	5,000	2.5
合計 42 戸	233 人	124 人	33 匹	126.5 町	372,000 坪	191.0 町

●団体規約及美風

団体役員は能く其の規約を遵守し違背する者なく、一般に親睦を旨とし、災厄に罹るものは一同にて救護し、平素互いに勤儉を守り、農作物は之を纏めて一手に販売せり。39 年春各自の醸金 480 円及び 1 級町村の補助金 120 円を併せて学校を改築せるか、其の建物宏大にして簡易教育場として他に類を見ず。又伊勢大神宮の分霊を祀り、春秋 2 回祭典を行ふと云ふ。(後略)

(北海道庁『移住者成績調書』第 2 編、明治 41 年 3 月)

北海道上川支庁忠烈布移住を志す中宮区民 (北国新聞記事より)

「広漠の原野に移住を待つ北海道

忠烈を志す吉野谷村の 30 戸」

石川県移植民協会はその所管が本年 4 月農林課から社会課に移されたので爾来社会課では眠れる協会を活躍せしむべくそれぞれプランをたてて準備を進めてゐるが、石川県吉野谷村から北海道移住を出願するもの 30 戸出て其他からも 14 戸移住を出願するものが現れたので、道庁当局と折衝の必要を認め、去る 12 日去田県属を渡道せしめたが、去田県属は 22 日に帰庁して語る。

今度新しく移住地を視て来て大いに得るところがあった、往きには札幌の道庁拓殖部を訪ひ、その案内で上川支庁管内の移住地「忠烈布」「上風連別」「上名寄」「珊瑚」「茂珊瑚」等を実施視察し、帰路は室蘭線を通って胆振支庁管内を視て来た、吉野谷村の移住希望地は忠烈布であるが 30 戸全部を收容することが出来ず、本県鹿島郡崎山村出身の関屋拓殖部長と懇談した結果、暫く諒解を得て銚衝の上一度渡道して帰国したものは意志薄弱として除外し、その他条件を欠くものを除外しても折衝の上 12 戸だけは許可されることに決定したわけで十分目的を達して来ました。彼の地移住者について聴いた処によると、木炭を焼けば 1 ヶ月に 10 貫俵 90 俵位は得られるから、この収入 720 円、木材の伐採が 1 ヶ月優に 50 円の収益を得られるので合して 100 円以上の収入があり、移住の際 300 円持っていけば優に生活出来るといふ話であった、道庁の補助金は移住の年の終りに 350 円交付されるもので上川支庁管内の前記移住地の如きは米作に最もよく適地である。胆振支庁管内は厩大なる原野であるが米作には適さず、主として牧場を経営してゐるやうで農作移住には不適地と思はれた、将来多数の移住者を歓迎してゐるのは根室支庁管内で広漠たる原野は山をみずといふ話であった。

(『北国新聞』昭和 6 年 9 月 22 日)

高島農場への入植

吉野谷村史で紹介されている資料からみる入植への道程と入植者の苦悩を探っていきたい。

高島農場は横浜の実業家で易学者でもあった高島嘉右衛門が出資し農場主になり、高島第一農場が明治 27 年(1894 年)4 月に高島が道庁から貸下げを許可された土地は、空知郡沼貝村茶志内及び空知郡奈江村奈江（現奈井江町）の原野 250 余万坪であった。

第二農場が明治 29 年(1896 年)8 月に十勝國中川郡信取村利別（現十勝支庁中川郡池田町）の原野 330 余万坪であった。

両牧場ともに開場後ただちに開墾小作人を得るため移住募集人を内地に派遣している。

第一農場の場合は石川県に到来した募集人は伐木の技術に長けた者を求めて山間僻地の村々を廻り開墾移住者の募集を行った。この時の状況は渡道旅費の前貸しを申し出て移住を勧誘したと昭和 50 年の奈井江町史で紹介されている。

白峰村、尾口村、吉野谷、鳥越村の白山麓周辺の村落民は募集人の誘いに応じて移住を決意したものと思われる。

移住民たちは家財道具を整理、売却して得た僅かな手持ち金を懐にし、親類縁者の見送りを背に家族を連れて故郷を後のしたのである。行先は北海道に航行する汽船が寄港する富山県伏木港であった。一行は徒歩で金沢、津幡を経て倶利伽羅峠を越え、石動に出た後は川船で小矢部川を下り、海岸づたいに伏木港に到着した。丸一日がかりの道行であった。

伏木港からは一路北海道に向けて 2 昼夜を船中で過ごし、津軽海峡を越えて小樽港に到着した。第一農場の移民団は小樽港に上陸したあと箱車と呼ばれる貨車に乗り奈井江の停車場にたどり着くことができた。

一方、第二農場への移民団は、伏木港までの道行は同じであるが、船は十勝川河口の大津港に上陸したあと農場までの約 30km の道程を 2 日間かけて川淵に沿って歩いて行かなければならなかった。通常の経路ですら大変な苦勞である。

池田町開拓夜話より

「池田町開拓夜話」では明治 34 年 4 月（名簿では 8 月となっている）に入植した移民団の場合はさらに過酷であったと記されている。

「尾口村 20 戸、吉野谷村 11 戸（中村與四朗、中村伝八、吉田伊平（伊兵衛）、辻甚九郎、吉村清吉、柴山清助、小林小助、吉田與右衛門、中川孫右衛門、吉川磯右衛門、森田藤七）の 31 戸からなる移民団が明治 34 年 4 月 13 日に故郷を出発、14 日に伏木港で 300 トン程の汽船「いざなぎ号」に乗船、14 日、15 日は船中にとどまり、16 日に出港するものの暴風のため七尾港に避難、17 日に北海道に向けて航行した。19 日に函館港に寄港、20 日に十勝川河口の大津に上陸するはずだったが、風浪が高く本船からほしけ舢舨に乗り移ることができず、21 日やむなく釧路港に上陸した。伏木港で乗船してから 8 昼夜の間、暴雨にさらされて海上を漂っているような小舟の中で、生死の瀬戸際をさまよいながらやっとの思いで北海道に上陸できた。しかし、農場までは途なかばである。23 日に釧路を出発した一行は、

身の回りの荷物を背負い、老人や幼児の手を引きながら、48 キロの海岸線を歩き続けなければならず、白糠、尺別、音別を経て26日に大津に到着した。4日間を要する苦行であった。27日大津を出発した一行は茂岩、利別を経て29日ようやく目的地の高島農場にたどりつくことができた。故郷を旅立ってから17日間の長く苦しい旅程であった。」



農場の小作契約

高島第一農場は開墾を推進するため移住民と小作契約を結んだ。小作契約を下記に示します。

小作人トノ契約ハ原籍地ヨリ移住地ニ至ル迄ノ旅費ト小屋掛料1戸金5円トシテ支給シ食料ハ米ニ、麦8ノ割合ヲ以テ貸付ス農具一通リ及ヒ初年度限り種子ヲ貸シ1戸1万5000坪(5町歩)ヲ配当シ5ケ年間ニ墾成セシム

其開墾料ハ樹林地草原地共ニ1反歩2円ニシテ初年ノ開墾ハ鍬下3ケ年ヲ与へ、2年目ノ開墾ハ同2年ヲ与へ其以後ハ只1ケ年ノ鍬下ヲ与フルノミ
(「植民状況報文・十勝国」より)

- ① 家屋建築料5円を小作人に支給する(但し5年間は無償質入れを許さない)
- ② 貸付面積は一区画2500坪(8反3畝)で、成墾後に別の区画を貸し付ける。
- ③ 開墾料は樹林の多少、開拓の難易にかかわらず1反につき1円とする(後に樹林地2円、草原地1円と変更)、小作人の要望に応じて現金や米、味噌で支払う。
- ④ 小作人は貸付地に戸籍を移し、永住すること。
- ⑤ 貸付地は2年間で成墾すること。
- ⑥ 農場から貸与した糧米、農具や現金は初年度の収穫で返済すること、ただし天災その他の難により返済不能の時は証人連署の借用証書を差し出すこと。
- ⑦ やむを得ない事情で退場するときは身元確実な小作人を代わりに差し出すこと。
- ⑧ 小作料は2年間無年貢、3年目は1反当り70銭(後に75銭に変更)、4・5年目1円とする。なのである。

第一農場の小作契約は近隣の小作農場のそれよりも比較的開墾条件が良かったようで、噂を聞きつけた移住民が入植予定の農場に行かずに第一農場に入り込む場合もあったようである（奈井江町史）

これに対して第二農場は、割当地が1戸当たり15,000坪（5町歩）、成墾期間が5年、墾下年期（無年貢期間）が3年、小作契約期間が10年、契約期間内の退場者は元利金を返還するなどの点で、第一農場とはやや異なるものの、小屋掛け料や農具、食糧、種子の貸与などはほぼ同様の契約内容であった。

第二農場の小作契約条件は十勝地方のほかの小作農場と大差なかったが、隣接する池田農場（農場主は東京在住の華族池田仲博、徳川慶喜五男で鳥取藩主輝知の嗣養子）と比較してみると下表のようになる。

高島第二農場と池田農場の入植条件比較

	第二農場	池田農場
開墾割当地	15,000坪（5町歩）	15,000坪（5町歩）
小作契約期間	10年間	7年間
反当り開墾料	一律2円	樹林地4円、草原地2円
支給小屋掛け料	5円	10円
農具・食料	貸与	付与

第二農場に入植した小作人は池田農場の小作人との待遇の違いに不満を抱いたとおもわれる。だが、それでも小作人は開墾費から生活費にいたるまで農場から貸付を受けて移住初年度を乗切るしかなかった。

借金は秋に収穫した作物を納入して帳消しとなるはずであったが、たとえば黒大豆1俵が農場貸し付けの場合3円30銭なのに納入作物の評価額は3円というように、当初から利息を上乗せした価格で物品を貸付られていたため借金がなかなか返済できなかった。次年度以降も洪水被害や冷害で収穫量は予想をはるかに下回り、小作料納入さえも滞る状態であった。

こうして、明治30年4月から同33年3月までに208戸の小作人を募集入地させたが、明治34年には小作人1戸当たり平均80円の借金があったというから、小作人の生活は容易なものではなかったのである。借金苦の生活状況は小作契約の満了するまで解消されなかった。

農場での開墾生活

移住民は抽選で割当てられた開墾地に入植した後、直ちに住居にする小屋の建て掛けにとりかかった、住居といっても立木を切り倒して合唱に組、屋根と壁を木の皮や笹で覆い、戸口には^{むしろ}蓆1枚を吊り下げ、12畳ほどの広さの土間に笹や細木を敷き詰めてその上に蓆を敷いた掘立小屋であった。冬は土間の中心に^{いろり}囲炉裏を造り薪を焚いて暖をとったが、吹雪

の日には壁の隙間から粉雪が入り込んで、寝ている布団の上で舞っているような粗末な作りであった。

小屋掛けを終えた後、作付地を切り拓くため割当地に林立する樹木の伐採や密生する熊笹の刈取りにかかった。家族総出で鉞^{まさかり}や木挽き鋸^{のこ}を手に慣れない捌きで樺^{しらかば}、アカダモ、クルミ、桑など目通り3尺以上の大木を切り倒して焼き、笹刈り鎌で丈余(約3m)の笹を刈取って焼き払った。作業は日の出とともに始まり日没とともに終わるが、昼間はヤブ蚊やブヨがひどく、そのため顔、首を手ぬぐいや風呂敷で包んだい、ぼろ布を網目にして笠や腰にぶら下げ、火をつけていぶしながら作業したり、月明かりを頼りに夜業することもあった。加えて、作業中に熊と出くわすこともあり、生命の危険と背中合わせの開墾であった。

移住民は点在する切株の間に僅かに拓けた地面を島田鍬^{しまたくわ}や唐鍬^{からくわ}を使って耕し、そこに馬鈴薯を植えつけ、ソバ、稲キビ、小豆、裸麦などの種を播いた。しかし、作柄が不良なうえに収穫期に熊や野ネズミに作物を荒らされて、わずかな収量しか得られなかった。さしあたっては越冬用の食料確保で精一杯であったが、その食料さえも保存がままならなかった。小屋にネズミが入り込んで食い荒らすからである。

開墾作業と苦闘する移住民はソバ、裸麦、芋などを常食とし、蕎麦^{そば}、ワラビ、木の芽などの山菜、鮎、ドジョウなどの川魚を副食とした。ときには野兔、山鳥などを捕獲して動物性蛋白を補い、骨も砕いて大豆と混ぜて団子状にして食べた。

このように移住1年目の小作人は厳しい開墾に明け暮れ、粗食に耐えながら日々の暮らしをつなぎ続けていた。したがって農場から借りた農具や種子の返済は望むべくもなく、入植初年から借金を負う生活を余儀なくされた。2年目以降は徐々に収穫量も上がって借金を幾分でも軽減できるようになった。ところが度重なる水害が小作人の生活を一挙に無にした。

明治31年(1898年)の豪雨で石狩川および支流の奈井江川が氾濫し、大量の濁流が第一農場開墾地を襲った。畑地、作物はことごとく押し流され、移住民は生命を奪われかねない危機に遭遇した。27年4月に入植した表太三郎(尾口村出身)の子高吉(当時4歳)の回想によると、水かさは高い所で約2mに達し、低地に小屋掛けしていた太三郎一家は屋根裏に登って難を逃れた。家族全員が身を寄せ、あまりの恐ろしさに大人も子供も泣きおののいて一夜を過ごした。翌朝、屋根を破って屋根上に出たところを丸木船でかけつけたアイヌに助けられたという(奈井江町史)。

洪水がひいたあとの耕地の惨状を目の当りにして、絶望の淵に沈んだ小作人は、開墾半ばにして割当地を捨てて他の農場へ転出したり、農業をあきらめて他の職業に転じた。また、移住開墾生活に見切りをつけて帰郷する者もかなりの数にのぼった。

「十勝の記憶デジタルアーカイブ」より転記させて頂きました。

<http://www.tokachi.pref.hokkaido.jp/d-archive/index.html>

1 鋤下年期 3 年

小作人トノ契約ハ原籍地ヨリ移住地ニ至ル迄ノ旅費ト小屋掛料 1 戸金 5 円トシテ支給シ食料ハ米ニ、麦 8 ノ割合ヲ以テ貸付ス農具一通リ及ヒ初年度限り種子ヲ貸シ 1 戸 1 万 5000 坪（5 町歩）ヲ配当シ 5 ケ年間ニ墾成セシム

其開墾料ハ樹林地草原地共ニ 1 反歩 2 円ニシテ初年ノ開墾ハ鋤下 3 ケ年ヲ与へ、2 年目ノ開墾ハ同 2 年ヲ与へ其以後ハ只 1 ケ年ノ鋤下ヲ与フルノミ

（「植民状況報文・十勝国」より）

まとめて見ると次のような小作契約内容になるが、池田農場や他の農場と比較すると多少厳しいようである。

イ 小作人の移住旅費及び入植地に於ける小屋掛料 5 円は農場負担とするが、ただし農場に対し義務を果たしたものに限る。

ロ 入地後の農具、種子は貸し付ける。但し種子の貸与は初年度のみとする。

ハ 割当地は 1 戸 1 万 5000 坪＝（5 町歩）で開墾料として 1 反歩につき 2 円支給。

ニ 食料は米 2、麦 8 の割合で小作人に貸し付け、墾成期間を 5 ケ年とする。

ホ 小作契約期間は 10 ケ年として、この期間中は他所への移住を禁ずる。万一契約期限内に退場する時は元利金を合わせて返還すること。

へ 契約に違反した小作人には旅費、開墾料、小屋掛料の一切を付与せず元利金を合わせて返還させる。

ト 初年度から 3 年間を鋤下年期として年貢は徴収しない。

チ 小作料は 4 年目から徴収（なお、小作料は後述の通りである）。

こうして、明治 30 年 4 月から同 33 年 3 月までに 208 戸の小作人を募集入地させたが、明治 34 年には小作人 1 戸当たり平均 80 円の借金があったというから、小作人の生活は容易なものではなかったのである。

2 池田農場との比較

同じ町内で、しかも池田農場と高島農場は隣同士である。すなわち、小作人の間にはこの違いを十分承知していたであろうし、また両農場主が共に東京、横浜に居住する典型的な不在地主であったとしても、現地で直接代官として小作人たちに接する管理人の管理姿勢の違いにも高島農場の小作人たちは不満をもっていたろう

真宗大谷派門徒の移住

石川県は白山麓に限らず本願寺派の一向宗（浄土真宗）の多い地方です。

一向一揆は約 500 年前に本願寺門徒であった農民らが団結し、「百姓の持ちたる国」として鳥越城は加賀一向一揆の最後の砦であった。白山麓本願寺門徒の総大将として石山本願寺から派遣された鈴木出羽守の築城で、天正 8 年柴田勝家の手によって落城した歴史がある。一向宗の信念は自らその信仰を捨てない限り、たとえ戦いに破れようと、国が減じようと、彼等が屈服することは絶対にないとの宗教理念によるものだと思います。

このような歴史感のなかで、この地区に住む村人達は宗教と深く結びつきがあり、各村には寺院がなくても「道場」という名の小さな寺院があり、宗教での結びつきは強く村人の集いの場ともなっていたのです

北海道移住で墳墓の地を後にして、不安な思いは渡道先での心のより所である寺院であったのでしょう、移住後も故郷の檀家寺との結縁を求めての門徒定約書があります
その一部を紹介しましょう。

北海道移住吉野区民の門徒定約書

定約証書 明治 30 年 4 月 10 日

今般拙者儀家政之都合ニ依リ当分北海道十勝国へ罷越候ニ付御禱寺門徒之系脈ハ何処へ移住致其他寺又ハ他宗へ必ズ変更致サン様為後年約定証一札如件

- 一、石川県吉野谷村字吉野願慶寺門徒離別致ザル事
- 一、死亡之際ハ遠近ヲ問ハズ法名ヲ御送致事
- 一、従来ヨリノ檀家故年々之御初穂ハ必怠ナク致ヘキ事

右之定約之通り相違無是ニ付檀家一同連署ヲ以定約書差換置候也

願慶寺吉峰殿

檀家総代

中村伝四郎

辻 甚九郎

中村又次郎

吉田与右衛門

小林小次郎

柴山三太郎

中川孫右衛門

吉田伊平

吉村清吉

森田藤七

吉川磯右衛門

明治 30 年 4 月

願慶寺吉峰台所 御中